

お知らせ

## 高校・大学などの入学資金や学費の資金をお貸しします！ 生活福祉資金貸付制度「教育支援資金」

低所得世帯などに対し、将来生活の安定と経済的自立を図るため、資金の貸し付けと必要な相談支援を行う生活福祉資金貸付制度があります。教育支援資金は、その一つで、進学や修学の継続を無利子で支援する制度です。要件や申し込み方法など詳細は、お問い合わせください。

### 教育支援資金の種類と貸付限度額

種類	高等学校・ 専修学校高等課程	高等専門学校	短期大学・専門職 短大・専修学校専門 課程	大学・ 専門職大学
教育支援費 (月額)	3万5千円	6万円		6万5千円
就学支度費	50万円(入学金の範囲内)			

※納付済みの学費・入学金は対象外

### 返済期間

14年以内(卒業後、据え置き期間<6カ月以内)を経て返済開始

**要件** 次の①～④を満たす区内在住で区内に住民登録があるかた

- ①世帯の収入が所定の基準以内(右表)
- ②世帯の収入で、卒業までの生計維持が可能な状況である
- ③貸し付けに際して、地域の民生委員・児童委員による面接を受ける
- ④原則、修学者本人が借受人、世帯の生計中心者が連帯借受人となる

#### 収入基準月額(6年度)

2人世帯	27万2千円以内
3人世帯	33万5千円以内
4人世帯	38万5千円以内
5人世帯	42万5千円以内

目黒区社会福祉協議会 ☎3711-4995、☎3719-8715

講演・講習

## 市民後見人養成講習を実施します

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でないかたの権利を守る成年後見制度の利用者が増え、市民後見人が注目されています。身近な住民の立場から後見活動を行う市民後見人を養成するため、市民後見人養成講習を開催します。受講には、説明会への参加が必要です。詳細は説明会で配布する募集要項をご覧ください。

### 市民後見人とは

講習や実習を通して後見業務の知識を身に付け、社会貢献的な精神により、地域のかたを共に支える後見活動を行うのが市民後見人です。被後見人の意思・状況に配慮しながら、被後見人の代理として財産管理や契約などの保護・支援を行います。

### 説明会

時①10月1日(火)14:00~15:30②10月3日(木)14:00~15:30  
③10月9日(水)10:30~12:00

場総合庁舎別館4階目黒区社会福祉協議会

定各20人(先着)

申電話、FAX(市民後見人説明会と明記の上、住所、氏名、電話、希望日時①~③のいずれかを記入)で、9月16日から各希望日までに、権利擁護センター「めぐる」☎5768-3964、☎5768-3965へ

### 市民後見人養成講習

時講習・オリエンテーション=11月~7年2月(全9回)  
実習=7年2月(全2回)

対7年3月31日現在66歳以下の区内在住者

申込期限 10月25日

選考方法 作文・面接



▲目黒区社会福祉協議会キャラクター「てっちゃん」

目黒区権利擁護センター「めぐる」☎5768-3964、☎5768-3965

お知らせ

## 9月21~30日は 秋の全国交通安全運動期間です

### 交通安全運動の重点事項

- 反射材用品などの着用推進や安全な横断方法の実践等による歩行者の交通事故防止
- 夕暮れ時以降の早めのライト点灯やハイビームの活用促進と飲酒運転などの根絶
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルール順守の徹底
- 二輪車の交通事故防止

### 自転車用ヘルメットの購入費用を補助します

ヘルメットの購入費用を補助する協力店が増えました。その他の販売協力店など詳細は、区☎(コード①)をご覧ください。



補助額 1個当たり2,000円

新規参加販売店 RX BIKE (下目黒6-15-16、☎6303-1679)

### 目黒署・交通・防犯のつどい

時9月28日(土)

13:30~16:00(12:30開場)

場区民センターホール(目黒2-4-36)

内式典、交通安全・防犯教室、和太鼓演奏

申電話で、目黒警察署☎3710-0110へ



目黒土木管理課交通安全係☎5722-9442、☎5722-9636

お知らせ

## 新しい乳幼児医療証・子ども医療証・ 高校生等医療証をお送りします

10月から使用する医療証(右写真)を、医療証をお持ちのかたに9月12日から送付します。9月30日までに届かない場合はお問い合わせください。



来年小学・高校に入学する年代のかたの医療証の有効期限は、7年3月31日です。4月からは子ども医療証、高校生等医療証(3月末に送付予定)に変わります。詳細は、区☎(コード②)をご覧ください。



### 子ども医療費助成制度

子ども医療費助成制度は、子どもが医療機関でかかった健康保険適用の自己負担分(調剤・入院時の食事代含む)を区が助成する制度です。対18歳に到達した最初の3月31日までの区内在住者

### 医療証の使い方

都内で受診する際は、子ども医療証と健康保険証等(マイナンバーカード保険証、資格確認書、有効期限内の健康保険証など)を提示してください。都外での受診や医療証を提示できなかった場合は、所定の書類と領収書により区に還付請求できます。ただし、保育園や学校等の管理下でのけがなどは、助成の対象外となる場合があります。

### こんな時は届け出を

子どもの健康保険証の変更(記号・番号だけの変更も含む)や、保護者の転出などで記載内容の変更があった場合は、届け出が必要です。また、紛失した場合は、申請により再交付できます。詳細は、区☎(コード③)をご覧ください。



目黒子育て支援課手当・医療係☎5722-9864、☎5722-9328